

JICA 環境社会配慮ガイドライン第4回パブリックコンサルテーション

日時 2004年1月30日（金曜日）

午後6時15分開会 （財）名古屋国際センター第三研修室（名古屋）

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- 事務局 上條哲也（以下 上條） それでは、今日はお越しいただきありがとうございます。予定の時刻になりましたので、JICA 環境社会配慮ガイドラインのパブリックコンサルテーションを始めさせていただきます。私は企画・評価部の環境・女性課の上條といいます。

今日は、40 分くらいをめぐに私からご説明させていただきまして、残った時間を質疑応答にさせていただきます。今日はパブリックコンサルテーションということで、議論の内容はすべて録音してあります。議事録を作りまして、JICA のホームページで公開させていただきます。今日ご発言いただいたかたには、後で私どものほうから議事録の案を送りますので、ご自身の発言部分は確認していただきたいと思います。

今日、ここでコメントとしてご発言いただいたものは、私どものほうで受け付けさせていただきます。ガイドライン案にどう反映させるかということはまた資料を作るつもりです。どういうコメントを頂いて、それに対して JICA はどう考えるかというものを作るのですが、ご意見という意味で受け付けることにいたしますので、特にそのあとまたメールで送っていただく必要はありません。もし、今日議論いただいた後に思いついたことがあれば、メールで送っていただければ受け付けさせていただきます。

今、お手元には、JICA のガイドライン（案）、改定委員会の提言、今日のパワーポイントの資料、この3種類があると思います。ありますか。このパワーポイントの資料に基づいて、私のほうで説明させていただきます。パワーポイントはガイドラインの案を前のほうから順番に要旨が書いてあります。

今日は、まず改定委員会からの提言がありましたので、その提言を簡単にご説明させていただきます。そのあと今後のスケジュールと案の概要を説明させていただきます。改定委員会が今から約1年前に作られまして、去年の9月まで10か月間19回委員会を開き、提言を出していただきました。それが今お手元にあるものです。

その改定委員会は、多くのメンバーのかたに委員となっていました。大学の関係者のかたや NGO のかた、民間団体、コンサルタント会社、JBIC、JICA の技術協力

に関係のある省庁のかたというメンバーから構成されました。この委員会の議事録はすべて公開いたしまして、資料もホームページで公開してあります。お時間のあるときに見ていただければ、改定委員会の資料と議事録が JICA のホームページで公開されています。

提言の目次が今、画面にあります。1 から 7 まであり、7 の部分が JICA のガイドラインとしてはこういう内容を盛り込んだらいいのではないかとということで頂いたものです。このときは提言でしたので、JICA の中でも実際にできるかできないかという議論をしたのですが、ガイドラインの案はこの提言の 7 の部分をベースとしました。

スケジュールですが、10 月に提言を頂いたと説明しましたが、10 月にかけて JICA のほうで案を作りまして、改定委員会の後に、ほぼ同じメンバーでフォローアップ委員会を立ち上げ、提言いただいた内容が JICA の案の中にどう反映されるか見ていただくということで、1 回、2 回と 11 月に開きまして、今お手元にある案を作りました。お手元にある案を今パブリックコンサルテーションしている最中で、来週まで行います。

それを受けて、2 月 18 日に第 3 回のフォローアップ委員会を開きます。その場で、どういうご検討を頂いたのかということと、そのコメントを JICA としてどうとらえるかということをご説明し、3 月上旬に第 4 回目のフォローアップ委員会を開き、そこでガイドラインを決めたいと思っています。3 月中には JICA の中で組織決定をしまして、ガイドラインを作りたいと思っています。

次に、案のご説明に移らせていただきます。先ほど提言の 7 をベースにしたと言いましたが、体裁もほぼそれになっています。序論、基本的事項、環境社会配慮のプロセス、実際の手続き。あとは、別紙 1 として、相手国側に求める要件。別紙 2 として、影響があるといわれるセクターや特性、地域。別紙 3 が、環境社会配慮をやるかやらないかを定めるためのスクリーニングの様式。別紙 4 は、相手国側がカテゴリ A となった場合に、相手国側に作ってもらう環境影響評価報告書の体裁としました。

次に、基本的事項から説明させていただきます。目的が書いてあります。JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することが目的だということです。特に、JICA が行う責務と手続きを明確にする。あとは、先ほど別紙 1 にありましたけれども、相手国側に対して要件を示してその実施を促すということが目的です。

次に基本方針で、これが七つあります。1 番めが、幅広い影響を配慮の対象とする。

2番めが、早期段階から環境社会配慮を実施する。3番めが、協力事業が終わった後にフォローアップを行う。4番として、協力事業の実施において説明責任を果たす。5番がステークホルダーの参加を求める。6番が情報公開を行う。7番がJICAの実施体制を強化する。以上7点が基本方針です。

次にJICAの責務ですが、環境社会配慮の支援や確認をするという言葉遣いをしていますが、実際どういうことをやるか、JICAの責務は何かということを書きました。ただ、JICAは相手国政府が行う事業に対して協力を行いますので、主体者は相手国政府です。JICAは相手国政府に対して支援を行う。ただし、支援を行うに当たっては必要な確認を行うという考え方です。

具体的に言いますと、相手国と共同して環境社会配慮調査を行い、適切な技術的支援を行う。また、事業の実施段階においてモニタリングを行う。協力事業の終了後、フォローアップを行う。早い段階からの広範な環境社会配慮を確保する。説明責任と透明性を確保する。本ガイドラインの関連部分を行う。JICAは専門家も派遣するのですが、専門家のかたにも尊重してもらうという内容です。

対象とする事業としては、JICAにはいろいろなスキームがあり、いろいろな協力事業があるのですが、このガイドラインでは、ある程度規模が大きいもので、何らかの影響が生じる可能性があるスキームを対象としています。

そのスキームとしましては、まず開発調査事業。これはいろいろなインフラを整備するような計画や施設を造るというようなものがあります。

また、無償資金協力事業の事前の調査。無償資金協力事業というのはインフラ整備というほどのことではなく、もう少し規模の小さな施設を整備します。例えば、病院を整備するとか学校を整備するとか、ある研究所を整備するとか、そのような施設を造ることが多いです。

あとは、技術協力プロジェクト。これは人材育成が目的となったプロジェクトですが、一部、病院や研究所に対する支援もありますので、そういう場合には影響が何か出てくるのではないかと思います、対象としてあります。

次に緊急時の措置ですが、影響があるような共同事業の場合はガイドラインに従って手続きを行うわけですが、緊急に行うことがより求められるという事態が想定されますので、緊急時の措置という項目を立てました。

どういう場合かという、自然災害の復旧や紛争後の復旧・復興支援。緊急的にや

らなければいけないことが明らかな場合のことを想定しています。ただ、これも JICA 独自で決めてしまうのではなく、後でご説明しますが、審査諮問機関を作りまして、そこに諮問したうえで、ガイドラインの中のある部分を省略して行いたいと思っています。その検討結果は情報公開します。

今のことが基本的な考え方で、次は配慮のプロセスです。

まずは情報公開ということが書いてあります。もともとは相手側の事業であり、それに対して JICA が支援するということですが、そういう趣旨を踏まえて、相手国側にまずは情報公開をしてもらうことが原則となっています。ただし、JICA としても情報公開を行うということが書いてあります。情報公開の方法としては、JICA が自ら行う部分に関しては、ウェブサイトや JICA の図書館、現地にある JICA の事務所で閲覧するということを考えています。

ステークホルダーとの協議ということも書いてあります。合理的な範囲内で、できるだけ幅広く、相手国政府と共同でステークホルダーとの協議を行うということにしています。その協議の結果は、協力事業に反映させます。後でまたお伝えしますが、影響が非常に大きな事業の場合をカテゴリ A としているのですが、A の場合で少なくとも 3 回はステークホルダーとの協議を行うという手続きにしています。

1 回めがスコーピング時ということです。調査の仕様、つまり調査項目を決めたり、調査の方法を決めたり、スケジュールを決めるときには、ステークホルダーのかたの意見も反映させます。また、環境社会配慮の概要検討時というのは、調査がひととおり終わって計画を作る段階で、ここでもステークホルダーのかたがたの意見を反映させます。三回めが、協力事業の最終報告書案が作成された段階です。これは、ほぼ計画のドラフトができたという段階で、過去 2 回の意見の反映がなされているということの説明するのが趣旨なのですが、最後の段階でもう一度、ステークホルダーのかたとの協議を反映させるという考え方です。

次が環境社会配慮の項目ですが、これは環境面と社会面の項目が入っています。環境面は、ほぼ日本のアセス法などとも合致していると思いますが、社会面はかなり広く入っています。環境面でいえば、大気や水や土壌や廃棄物。そこに書いてあるのはそういうことです。下のほうにたくさん書いてあるのは社会面のことで、非自発的住民移転、雇用、貧困層、先住民族、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産というようなことが入っています。

次は、審査諮問機関を作るということが書いてあります。これは、JICA の外部の専門家のかた、環境アセスメントの経験や途上国のアセスメントの経験があつて、専門分野の経験もあるかたを想定しています。そういうかたがたに入っていただく常設の審査諮問機関を作りまして、重要な案件はその答申を受けながら、JICA だけで決めるのではなくて、外部のかたの意見を聞きながら事業を進めていくという考え方です。

次にカテゴリ分類ですが、AとBとCという考え方をしています。非常に大きい影響がある場合は、カテゴリAとします。カテゴリAというほどではないのですが、何らかの影響があると想定される場合はBとします。ほぼなかろうというものはCとします。カテゴリAの場合は、非常に慎重な手続きで進めたいという考え方です。

次は参照する法令ですが、JICA の事業は途上国で行いますが、JICA が協力を行う相手国政府が決めた基準や法令があると思いますので、まずはそれを基準とします。ただし、その基準があまり適切ではないと判断される場合には、日本の事例や国際機関の事例、その他の地域機関や先進国のグッドプラクティスといわれているような事例を参考にしたいということです。あとは、極力共同事業を行う地域のガバナンスの状況に留意するという一言を加えてあります。

次が社会環境と人権への配慮ですが、JICA が共同事業を行う際に、それに関連して、その地域で何らかの人権が侵害されるようなことが起きることは絶対に避けなければいけないことですので、そういうことを十分配慮するということが書いてあります。

次が、JICA の意思決定です。JICA は政府が決めた協力事業を実施する機関ですが、実施機関としても一応意見は言う。外務省、政府に対して意見を決めて意見を言いますということが書いてあります。

最初に、要請の検討時です。相手国政府から日本政府に対して協力事業の要請が出てくるのですが、日本にその要請が来た段階で、スクリーニング、環境社会配慮が必要か必要ではないかという判断をします。そして、先ほど言ったA B Cのカテゴリ分析をしたうえで、環境社会配慮面からも意見を外務省に伝えます。

協力事業が進むに当たって、当初は分からなかったが、情報がだんだん集まってくるにつれて分かったという場合には、それに対応するような措置をとります。ただ、そういう対応を行ってもあまりにも影響が大きいという場合は、協力事業を中止することも含めて JICA のほうで意思決定を行って、外務省に提言するということにしてあります。

このガイドラインができて、今後、実施しなければいけないのですが、実施と遵守を確保する方法として、まだ今のところはないのですが、JICA の事業部にはいろいろな部があるのですが、この環境社会配慮の仕事を審査し必要な意見を述べる部局を設置する予定にしています。あとは、ガイドラインの不遵守の申し立てを受ける対応をしたいと思っています。

次に、ガイドラインの適用ですが、これはあと 2 か月ちょっとですが、2004 年 4 月 1 日から施行することになっています。2004 年度の要請案件から適用します。そして、5 年以内に見直しをしたいと思います。その見直しに当たっては、今回の改定委員会を開いたのと同じようなプロセスを経て、透明性と責任を確保したいと思っています。5 年の間に、環境社会配慮面の質の向上を図るために調査研究する予定ですが、その成果を次回の改定に反映させたいということが書いてあります。

いろいろ言ってきましたが、実際、どういう手続きのイメージかというのが次の図です。まず、要請が出た段階でカテゴリ分類をし、A と B と C に分けます。

A にした場合は、EIA レベルと書いてありますが、これは Environmental Impact Assessment の略称で、より詳細な、現地の調査も含んだデータを自ら収集するような調査を行う。ステークホルダーとの協議を 3 回は行う。そういうプロセスを経た調査を行うということです。

カテゴリ B は、EIA レベルよりは簡略なレベルの IEE レベルで調査を行って、ステークホルダーとの協議は必要に応じて行うということです。

カテゴリ C の場合は、C とした段階で手続きは終えるということです。ただ、そのあとに何か判明した場合は、再度カテゴリ分類を見直すということにしてあります。

カテゴリごとに応じた調査の仕様があるわけですが、その調査が終わった後に、環境社会面の調査を反映させた計画立案を行います。それがプロジェクトの審査・承認と行きまして、プロジェクトが実施されることになりましたら、モニタリング活動を行います。事業が行われたら、事後評価を行う。全体はこういうイメージで作業が進んでいるということです。

次は、プロジェクトサイクルと JICA 協力事業の関係です。先ほどガイドラインの対象が三つのスキームだと言いましたが、その三つのスキームとプロジェクトサイクルの関係を表にまとめました。これでご説明したいのは、JICA が担当する部分は、スキームによってまちまちであるということです。一貫通貫で JICA が担当しているわけで

はありません。

開発調査というのはマスタープランやフィジビリティ・スタディといわれるものですが、事業を発掘するところ、要請を見つけるところは基本的には外務省が担当します。ただし、JICA はいろいろな提言はするということです。

準備段階というのは、実際に調査をするところなのですが、その調査は JICA が行います。ただ、JICA が行うのは調査から計画を作るところまでで、そのあと先ほどのイメージのところで審査の段階のことを言いましたが、開発調査の場合は審査以降は資金協力機関が担当します。ですから、JICA からは離れるということです。

無償資金協力も準備段階までは開発調査と同じですが、準備段階が終わった後は外務省が担当します。実施・監督、評価の中のある一部分は、また JICA が担当します。

技術協力プロジェクトの場合は、最初の段階から最後の段階まで JICA が担当します。ですから、スキームに応じて JICA が担当する部分が違うということです。

次からは手続きです。今説明しましたように、JICA がカバーする部分はスキームによって違うという事情をまずご理解いただいて、次の手続きのところを読んでいただきたいと思います。

要請確認段階というのは、三つのスキームすべてで JICA がかわるということですので、共通の手続きです。もしカテゴリ A にした場合は、国の名前や場所、事業の概要をホームページで一定期間、公開します。そこで、皆様のほうで、もし何か情報をお持ちだとか意見があるという場合は、JICA のほうにホームページを使って伝えていただけたら、そのご意見を踏まえて JICA の意見を作り、その意見を外務省に伝えるということです。

JICA が意見を言った後は、外務省または政府のほうで協力事業を決めるわけですが、事業が決まって JICA のほうに指示が来た段階で、カテゴリ A と B については、どういう案件かということをもホームページで公開します。そのときには、JICA が外務省に出した提言の内容も一緒に出します。

今、口で言ったことをフローでまとめたのが次のページです。要請の検討段階でカテゴリ A は情報公開して、そこで JICA 自ら追加情報を得ることもありますし、外部のかたから情報を得ることもあると思いますが、情報を収集して、外務省に提言し、外務省、また政府のほうで事業を決めた後、国際約束を締結して、そのあとに協力事業の内容を JICA のホームページで情報公開します。

次に開発調査ですが、ここからはスキームごとの手続きになります。開発調査の仕事の流れを示したのが次の図です。相手国側の政府があつて、日本の外務省があつて、JICAがあるということですが、JICAの担当するのはいちばん右側にあり、色を変えて書いてあります。これを見ていただくと、JICAは日本国政府や相手国政府と必要な連絡や調整をしながら調査を進めているということが分かっていただけたと思います。こういう仕事の流れだという前提で手続きを書いてあります。

次に、開発調査の中でカテゴリAがいちばん多いであろうと想定していますが、カテゴリAの場合、事前調査が最初にあります。S/WというのはJICAの中の用語ですが、調査を行うことを決めた場合に相手側と合意した文書を作るのですが、その文書のことです。相手側と調査を行うことを合意して、どういう内容の調査を行うかということが決まった段階で、事前調査結果とS/Wの情報を出します。

そのあと、EIAレベルの調査を行い、スコーピングという最初の調査のスペックを決める段階でステークホルダーと協議をします。そのあと、アセスメントとミティゲーションという調査を進め、環境社会配慮の概要を決めるときにまたステークホルダーとの協議をし、最終報告書案の段階でもう一度ステークホルダーと協議します。そして、最終報告書は情報公開する、そういう流れです。

マスタープランというものがありますが、事前調査段階でカテゴリAとBになった場合には、環境社会配慮団員を派遣します。先ほど事前調査があるということを説明しましたが、その中でもう一度カテゴリ分類の見直しやスコーピングの予備的なものを行います。

そして、先ほど言いましたS/Wの案になるものを作成します。次に、S/Wへの署名があり、次に本格調査があつて、そこではまた環境社会配慮団員に入ってくださいとか、IEEレベルで調査を行います。そして、ステークホルダーとの協議を3回行うという流れです。

次はF/Sの調査です。これは、先ほどのマスタープランの調査に比べると精度が高くなります。マスタープランと違うところだけを言いますと、カテゴリAのレベルでは調査のレベル、精度が高まるということです。ステークホルダーの協議を3回行うことは同じです。カテゴリBの場合は、調査の方法はマスタープランとほぼ同じ考え方で、レベルはIEEレベルです。その調査結果を踏まえて、もう一回、カテゴリ分類をするという考え方にしています。

次は、詳細設計調査です。これは F/S 調査が終わり、事業実施が決まった後に、実際の設計をする調査です。設計図面などを作るようなかなり詳しい調査です。その調査の場合はどうするか。JBIC（国際協力銀行）には円借款を行う事業があるのですが、その中の詳細設計調査を JICA が行うことがありまして、それを連携 D/D という言い方をしています。連携 D/D の場合は、まず JBIC のガイドラインで審査が終わったもの、適切だとみなされたものを対象とします。

環境社会配慮面は、JBIC のガイドラインで覆われるという考え方なので、JICA は主にエンジニアリング分野を担当します。JICA が調査を行い、もし JBIC の審査結果と何か違うことが判明した場合は、JBIC にそれを通報するという考え方です。

連携 D/D 以外の D/D ですが、これは JBIC のガイドラインを参照して、JICA のほうで審査し、適切だと思われるものを対象にします。あとの考え方は、JBIC の連携 D/D と同じです。

次が無償資金協力のための事前の調査ですが、これもフローにありますとおり、相手国政府が日本の外務省と連携・調整をしながら調査が動いています。黄色い部分は JICA が担当している部分です。

ここでカテゴリ A となった場合どうするかという考え方ですが、無償資金協力の場合は、事業がかなり特定されているという想定です。あるサイトが決まって、そこに建てる施設も決まっているという段階です。ですから、その段階以前に、ほぼ環境社会面の調査は終わっていないといけないという考え方です。

ですから、もしカテゴリ A になったとしたら、EIA がなされていたのか、なされていないのかということを確認します。EIA がなされていて、それが適切なものだという判断がなされた場合は、基本設計調査が行われます。その結果は情報公開します。カテゴリ A になるものは影響が非常に大きいのですが、必要な調査がなされていないと判断した場合は、先ほど説明した開発調査というスキームで、EIA の調査を行うようにするか、または協力を中止するかという判断をしたいと思います。

次は、カテゴリ B になった場合ですが、B の場合は、無償資金協力の調査の中で対応可能だろうと思っています。その中で IEE レベルの調査を行うという考え方です。もう一度カテゴリ分類の見直しをして、もしそこでカテゴリ A だということになれば、先ほどの考え方に基づきまして開発調査か、または中止、カテゴリ B になればそのまま基本設計調査を実施します。もし C であれば、もう作業はしないということです。

以上の考え方をまとめたのが次のページです。A案件であり、環境社会配慮面の調査はなされているから特に必要ないという場合は、基本設計調査に進みます。必要がある場合は、協力の中止ということも含めて JICA のほうで意思決定をし、外務省に伝えます。B 案件になった場合、必要がない場合は基本設計調査ですが、必要がある場合は JICA の無償資金協力のスキームの中で、IEE レベルの調査を行うという考え方で

す。

次は技術協力プロジェクトです。ここにスキームがありますが、前の二つのものと同じようにいろいろ関係を持ちながらやっていくということです。もしここでカテゴリ A になってしまった場合は、無償資金協力と同じような考え方ですが、実施が済んでいれば、そのあとの実際の技術協力に進みます。実施されていない場合は、開発調査のほうで対応するか、または中止するかという判断をします。

カテゴリ B になった場合は、IEE レベルの調査を行って、その結果を踏まえてもう一回カテゴリ分類をします。見直した新たなカテゴリに従って、ここに書いてあるような形で仕事を進めていきます。

以上をまとめたのが次のページで、プロジェクトの準備段階から実施段階までは JICA が支援します。これは技術協力プロジェクトです。A 案件で、特に必要がない場合は、プロジェクトを実施します。必要がある場合は開発調査で行うか、中止するというようなことを外務省に提言します。B 案件で、特に必要ない場合は、そのままプロジェクトを実施し、必要がある場合は IEE レベルの調査を行います。

次はモニタリングです。モニタリングというのは、調査を実施して計画がなされた後、具体的に何か事業が始まるときに、環境社会面で当初影響があると想定された項目がどうなっているかということデータを取るとして見て、もし問題が起きた場合は対応するということです。JICA のほうでモニタリングが該当するのは、技術協力プロジェクトだけです。なぜかという、計画段階以降、JICA が対応するのはそれだけですので、ここは技術協力プロジェクトを対象としています。

基本的には、相手側にモニタリングをしてもらい、その結果を JICA が確認するという考え方です。ただし、相手側がやるのが不十分で、重大なことが起こるという場合は、JICA が自らモニタリングをします。そしてまた、相手側に対してモニタリングを行うための技術協力も行います。

次にフォローアップですが、先ほどスキームごとに JICA が担当するのはある一部分

だと言いましたが、JICA の協力が終わった後にまた別の機関が協力することになり、そのときにどんなに注意してもすき間の部分が生じてしまいます。そのすき間の部分を何もしなくていいのかという議論なのですが、JICA が協力した後、次の機関がまた協力事業を行うまでのすき間の部分に対しても、フォローアップを行おうと。

フォローアップとは何かといいますと、JICA が行ったいろいろな環境社会配慮面、計画作成したことを相手側がちゃんと反映させていくかを確認するということです。その確認した結果は情報公開します。また、確認するだけではなく、何かよくない影響が判明してしまった場合、一回 JICA の手を離れているわけですが、問題の把握には努めて、相手側にそれなりの対応を求めるということはしたいと思っています。

次に別紙です。まず別紙 1 には、相手側に求める要件を書いています。その内容はここに書いてあるとおりで、代替案や緩和策を検討する、定量的に評価する、EIA 報告書を作成するというようなことを相手側に求めます。

次は別紙 2 ですが、セクター・特性、影響を受けやすい地域ということで例示しています。もしこの例示に該当すれば、それは多少注意をもって見なければいけないという判断です。

別紙 3 がスクリーニング様式というもので、環境社会配慮の調査が必要か必要ではないかということを決めるために、相手国側にこの様式を記入してもらうことを想定しています。その結果を見て、JICA はカテゴリ A B C という判断をしたいと思います。

別紙 4 がカテゴリ A 案件のための EIA 報告書で、相手が EIA 報告書を作るときに、ここに書いてある内容を含める必要があるということです。

以上、簡単にガイドライン案の説明をしました。最初に説明しましたように、今パブリックコメントを求めている最中ですので、今日ここでご発言いただいてももちろんいいですし、来週中にこのメールのあて先に送っていただければ、受け付けさせていただきます。

私の説明は以上にしまして、あとは質疑応答、コメントがあれば頂きたいと思います。

これは録音していることもありますので、差し支えなければ、発言の前にお名前を言っていただけたらと思います。質問でもかまいませんが、何かありますでしょうか。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **金本** 京都から参りました金本幸久と申します。環境のことにに関して、JICA の下部組

織として、学生のボランティアグループを作りたいと考えているのですが。

○ **上條** JICA の下部組織ですか。

○ **金本** 下部組織として、ボランティアグループといいますか、学生だけでいろいろ考えたりするグループです。JICA の職員ではなくても、NGO、NPO があるように、JICA の傘下にそういうグループを作りたいと考えています。

だからといって、今すぐできるわけではないですけども、そのように考えているということで、JICA の環境にかかわるところに携わりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○ **上條** そういう組織を作りたいということですか。京都であれば、JICA のセンターが大阪の茨木市にありますか、ご存じですか。

○ **金本** はい。

○ **上條** JICA の下部組織ということにはならないと思いますが、JICA の事業の何か、もう少しイメージを言っていただければいいかと思います。JICA との関係でどういう活動をやりたいのかということです。JICA の大阪センターがあるのですが、そこに多分 NGO のかたとか、地域のかたの窓口をしている職員がいると思います。その者と相談してみていただくのがいちばんいいかと思います。そこで、例えばどういう活動を考えていらっしゃるのか、環境をどう思っているのかという話をしていただければ、どういう可能性があるかということは、何かアイデアが出てくるのではないかと思います。

○ **金本** はい、分かりました。ありがとうございます。

○ **西井** 名古屋 NGO センターの西井と言います。私は環境社会配慮ガイドライン改定委員会の委員として1年間、提言を作る側に回らせていただいたのですが、公表されたガイドライン案を改めて見直してみて、感じたことを言わせてもらいたいと思います。まず、こういうガイドラインを、JICA をはじめ学識経験者、各省庁のかたがた等いろいろな幅広い人たちが集まった公開の場で議論をして作ったということは評価をしたと思います。これからもこういうものを作る場合には、できるだけ公開の場で議論して作っていくとよいと思いますし、5年後にはまた改定するということになっていますので、その折にも必ず同様の場を設けていただきたいと思います。

後からこのガイドライン案を見直してみたりしたのですが、やはり読んでみると、実際、議論するときにはかなり専門的なことを議論していて、かなり細かい議論

をしているなという気持ちがあったのですが、ガイドラインとは言っても、ある一定の方向というか、JICA が環境・社会に対して配慮する場合の方向性や理念などは明確にしたのですが、実際、現場に立って住民と話をしたり、環境にどう配慮するかを判断する場合には、やはりややあいまいな部分がある感じがします。現場の人が悩んだり、判断に困ったりするような部分を、ガイドラインの中できっちりと押さえておかなければいけないという意味では、もう少しハイレベルな手引き書のような、具体的なものを入れる必要があるのではないかと思います。

いろいろと感想はあるのですが、援助案件が地域の住民や環境・社会に影響を及ぼさないために、我々が議論した中でいちばん大事にしたのは、いかに早く情報公開をして、住民の人たちと話し合いを持つかということです。そういう意味では情報公開を行うということは、援助案件を立ち上げていく過程において重要な意味を持つのではないかと考えております。

その情報公開に臨む姿勢ですが、提言を読みなおしてみたところ気がつくことがあって、2.1 に情報公開という 1 項目が載せてあります。最初に 1. として、相手国政府が主体的に行うということがあります。2 番めに、JICA が協力事業の主要な段階で適切な方法で自ら情報公開していくと、JICA の項目が 2 番めに来ているのですが、これはそれでいいのかなという気がします。やはり JICA に協力する姿勢というものがあるのですから、まず JICA が自ら情報公開するという姿勢を打ち出しておくべきではないかと思うのです。だから、1 と 2 の順番が逆ではないかと感じています。最初に相手国政府が行うんだよというのは、何となく責任転嫁とは言いませんが、やや逃げの姿勢のようなものを感じてしまうところがあります。ですから、ここはまずは JICA が情報公開するのだという JICA の立場を明確にすべきだと思います。

それから、情報公開の位置づけ、基本的な目的ですが、透明性と説明責任の担保、プロジェクトを行う住民との協議の確保ということがうたっています。これはそのとおりだとは思いますが、もう少し積極的にとらえるといいますか、情報公開というのは単にやったことを説明するだけではなくて、逆にいうと情報を出すということは情報が入ってくるということでもありますから、その入ってきた情報に基づいてさらに次の高度な判断ができるということに結びつきますので、そういう情報公開のとらえ方というか、できれば住民との対話のための重要な手段、ツールというとらえ方もしてほしいし、援助の質を高めていくために、どうしても情報公開が必要だという見

方をとるべきではないかと思います。情報公開の目的というところについて感じたことです。

それから、援助案件で実際に事業が展開され始めると、途中でいろいろな予期しなかった問題が出てきます。そのために住民が生産手段等を失うということは頻繁に出る問題ですが、そういった場合にどこまで立ち止まって考えるか、実際に事業が始まってから起こった問題にどう対処するかということが重要なことではないかと思います。それがこの環境ガイドラインの範囲でどうできるかは分かりませんが、そのための手段として、異議申し立て制度というものをこれから検討されるのでしょうか。

- 上條 そうですね。
- 西井 その異議申し立て制度についても、もし今ここである程度の方向性や案があればお話しいただきたいし、その案について公開で議論する場を設けてもらって、より開かれたものにしていただければと思います。
- 上條 今回のコメントは、2.1 の情報公開の 1 と 2 を逆にしたほうがいいのではないかなというのが一つめですね。二つめとしましては、異議申し立てはより開かれたプロセスで議論されるべきだということではないのでしょうか。
- 西井 情報公開のとらえ方というものを先に一度入れて、透明性と説明責任・・・。
- 上條 協議をするために情報公開するのだという。報告だけではなくて。
- 西井 そうです。もっと情報を取り入れたらいいと思うのです。
- 上條 ステークホルダーとの協議。
- 西井 それもあるし、ステークホルダー以外の、市民社会の人たちも入れて、よりいいものに仕上げていくというプロセスも必要だと思うので、情報公開というものを一つの手段として使うべきだということです。
- 上條 それは、具体的にガイドライン案をどうしたらいいのでしょうか。
- 西井 今回、目的というところに・・・。
- 上條 2.1 のどこかのセンテンスを変えとか、何かセンテンスを追加するとか。
- 西井 重要事項 6：情報公開を行うというのがあります。「説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う」と。
- 上條 では、この文章をどんな具合にしたらいいというご提案なのではないのでしょうか。説明責任確保、多様なステークホルダーの参加の確保ということが書いてあるのですが。

- **西井** 要するに、「相手国政府の協力の下」というのは僕は取ってもいいような気がします。この部分では、必要であれば文章を変えて、まずはやはり JICA の責任みたいなものを明確にしたうえで、その次の文章を作る。
 - **上條** それは、先ほどの一つめのことと同じですね。
 - **西井** そうですね。
 - **上條** もしよかったら、重要事項の 6 を例えばこう変えたらいいということを後でメールしていただけますか。それでいいでしょうか。
 - **西井** はい、分かりました。
 - **上條** 今のご意見に関して、これは私の意見ですが、2.1 で、相手国政府が主体的に行うことを原則とするということなのですが、だからといって JICA はやらないというわけではなくて、このガイドラインにも今日の段階で書いてありますが、それはもうやると。それを相手国側にちゃんと了解してもらうということは前提条件になると思います。それはやるのだと。
- だけでも、私どもがいちばん心配するのは、JICA だけがやっていて、例えば相手国の住民の人から見たら、JICA の事業みたいだと。実際、そういうふうに誤解している人もあるのです。住民のかたから見て、JICA が全部やっていると、JICA の事業が来たのだと思っているということは、私どもとしてはちょっとよくないと思っています。
- あくまでも JICA は JICA で公開して、なるべく実際の住民のかたにそういう事業が行われていることを広報することが大事だと思います。やはり、基本は相手国です。相手国に限界はあると思います。相手国の住民の人でも、ウェブサイトにはアクセスできない人はたくさんいるとは思いますが、相手側の努力で公開する、それを私はまず基本にしたいと思っています。
- だからといって、JICA がやらないということではないです。JICA としてもやりますよ、カテゴリ A になればこういう情報を出します、それでいいですか、それは了解してくださいということは相手側に求めているのです。それは、調査の最初のほうで確認行為をしたいと思います。とりあえず、それが今のご意見に対する私の回答です。
- **大沼** 今のことに関連して、情報公開はとりあえず相手国の協力の下でというのは、相手国が情報公開法を持っていないという事実がありますよね。日本でさえも情報公開法は必ずしもかんぺきではなくて、常に公開する、しないで争いもあるし、裁判まで行ってるケースがいっぱいあります。そういうのを想定して、もうちょっと具体的

に、お金を貸したり何かするのであれば、一定の強制力があって、情報公開も含めるみたいなことはどこかで文言でうたわれる必要があるのかなと思います。

非常に具体的には、日本でも、このごろはだいぶよくなりましたが、例えばコピー代 40 円という負担がばく大で、住民運動側がとてもつらい思いをするケースがいっぱいあるのです。アメリカの情報の自由法では、公共目的であれば、外国人であっても情報公開を請求した場合は無料でコピーが送られてくるのです。そのようなところまで具体的に文言にうたったほうが……。でないと、情報公開をやるよという美しい文言だけでは、実際には何も動かないという可能性がありますよね。その辺を踏み込んだほうがいいのではないかと思います。

- 杉本 杉本と言います。具体的に情報公開は大事なので、どうしてもインターネットを念頭に置いているような書き方なのですが……。
- 上條 JICA が自ら行う部分はですね。
- 杉本 むしろ開発を行う場所は、インターネットのインフラがほとんどないところが多いわけですね。ですから、むしろそれではない形で、例えば現地語と英語で行うというようなところを具体的に入れることができないものかと思うのですが。やはり英語だと分からないという住民ももちろん多いわけで、いろいろなプロポーザルも含めて英語で行うことが多いですが、時々現地語を使って我々も分かるようにしてほしいという要望が出るのです。日本では例えば日本語で、英国であれば絶対英語だと思うのですが、そのようなこと。

それから、どこに情報があるかということ、例えば現地の大学が準備するとか、煩雑にならない程度にもう少しよく分かる形で、現地の人にもどこに情報があるということが分かる形で情報公開するほうがいいのではないかと思います。

- 上條 JICA でやっている今のイメージでは、まず JICA のウェブサイトがあります。これはこの手続きに書いてあって、公開しますと書いてある部分は、JICA のホームページにはまず載せます。

ステークホルダーとの協議が必要な調査もありますが、その場合は、もちろん現地でだれがステークホルダーになるか、最初に探すような作業があると思います。そのあと、ステークホルダーのかたに、こういう調査が行われますとか、情報をきちんと伝える作業が出てくると思います。それを伝えるという作業は、相手国側と一緒にやってやるつもりです。ステークホルダーと協議を行う前の段階で、情報がきちんとステ

ークホルダーの人に伝わっていないと協議できませんので、それは相手側と一緒にやってやるということです。

私どもとしては、いろいろな調査の技術的な側面はかなり支援しますが、相手側に対する説明などは JICA が前面に立ってやってしまうのではなくて、例えば相手国の農業省、公共事業省などの人たちに、まず前面に立って説明してもらおうと思っています。ですから、ホームページに出して終わりということではなくて、現場でステークホルダー協議をするための必要な条件として、情報公開は現地のステークホルダーの、パソコンにアクセスできない人にも伝わるようなことはしたいと。

多分、現地で事情がいろいろあると思いますが、学校みたいなところで掲示させてもらうということもあるかもしれませんし、新聞とかラジオで広報することもあると思います。コミュニティのベースになるような施設があれば、そういうところに掲示するとか、いろいろな工夫はしないといけません。ですから、ホームページで探して終わりというつもりではありません。

- **杉本** それは現地語で。
- **上條** 現地語の記述もありまして、現地語または広く使われている言葉だということは、情報の公開の 2.1 の 9. に書いてあります。「JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を作成し、積極的に情報公開を行う」という言い方にしています。ウェブサイトでは、基本的には日本語と英語で載せるつもりでいます。ただ、現地のかたに理解していただくために、現地語でレポートを作ることもあると思います。英語だけではなくて。その地域の事情で、やはり英語では分からない国がいっぱいあると思います。そういう場合は、現地の言葉でレポートを作るということは想定しています。

調査を行うに当たって、ステークホルダーとの協議が必要な調査であれば、ステークホルダーと協議するための資料も現地語で作ります。そして、それを理解していただくうえで、協議に参加していただくということは想定しています。

- **大沼** 公開される文書の範囲ですが、これを読むと、もしかするとリーフレットなどに出るような感じの内容がウェブに出るような格好なのでしょうか。そういうのだけが公開対象と考えられているのか、それとも、日本でよく争いがあるように、例えば決定過程情報みたいなものまで公開するかどうかというところが、情報公開条例など

の質の善しあしの判別式になっていますが、そういうレベルまでなのか。例えば、発掘段階のこの事業は、だれが言い出して具体的に決まっていったかみたいな過程まで含めて、情報公開の対象として考えているのか、それとも全くそういうのは考えていないのか、その辺はいかがですか。

- **上條** どういうものを出すかということですが、事業の発掘段階、案件の形成段階ですね。このガイドラインでは、日本に要請書が来てからのことを想定しているのです。日本に要請書が来る以前の段階で、JICA が相手側の政府の人と議論をしたりということは当然あると思いますが、ただこのガイドラインで想定している範囲としては、日本に要請書が来てからのことです。日本政府が要請書を受け付けた段階からのことを想定しています。

まず、要請書が来た段階では、それは非常に膨大な数なので、全部出すということは大変なことです。JICA がカテゴリ A としたもの、非常に重要な影響があるとみなしたものは、そのプロセス、だれがどうしたということまでは出さないと思います。それはなかなかしきれないところもあると思いますが、案件の概要と名前、国と場所、そこに対して何か情報を持っているかたがいたら教えてくださいということはやっています。

あとは、政府のほうで協力事業を決めた段階で、どういう案件が決まって、どういう概要で、それに対してカテゴリ分類が A か B か C か、なぜそのカテゴリ分類にしたのかという理由、また JICA が外務省に対してどういう意見を出したのかということを出します。そのあとは、A B C に従って、情報公開のプロセスも出す情報も違ってくるわけです。

カテゴリ A となった場合は、ステークホルダーとの協議が必要になってきますので、そのステークホルダーとの協議を行うための文書は、情報を出します。ですから、まず JICA で事前調査をするわけですが、その中の環境社会面の情報は出します。どのような結果だったか。あとは、スコープ・オブ・ワークと言いましたが、どういう調査をするのか、そして相手側とどういう同意をしたか、その同意文書を出します。どういう調査をやるかということが書いてあって、日本側はどういうことをやって、相手側はどういうことをやるか、そのようなことを決めた文書です。

そのあとはステークホルダーと 3 回協議をやると言いましたが、それに当たっての文書を出します。それに対しては、コメントも求める形になると思います。ステークホ

ルダーではないにしても、例えば日本人のかたで意見があるかたもいると思いますので、ご意見を頂く形になると思います。それはまたコメントの募集期間を設定して、コメントがある場合は、いつからいつまでの間にコメントしてくださいと。

ですから、そういう調査をして計画を作成されていく主要な段階で、その段階の情報公開をします。

そして、最終的なものがまた公開されます。最終的なものは、日本であれば JICA の図書館に公開されますし、現地であれば JICA の事務所が公開します。あとは相手側の機関、役所の該当する部署、担当する課や地域の出張所があれば出張所みたいなところ、市町村の役場みたいなところ、そういうところでも公開しようと思っています。相手側と議論してそういうところで公開する。

私どもとしては、地域の人が何かちょっと見たいというときには見られるようにしたい。わざわざ東京まで連絡してくれなくても、そのかたがたの地域でどこか見られる場所を作りたいと思います。日本でいえばアセス書みたいなものですね。それがそこに置いておけて、必要があれば、ある住民のかたが知りたければ、役場みたいなところに行って見られるような形になっていけばいいと思います。ただし、少なくともその国にある JICA 事務所にまで連絡いただければ、そこで見られるということにはしたい。

- **大沼** 途上国の事情によっては、途上国と日本側との交渉過程を示すような文書を見せろと言われたときに、見せられないみたいな話はあるのではないですか。そういう争いが起きたときに、どうするかというところはこのガイドラインでは踏み込んでいない。
- **上條** もし、JICA が共同事業をやったことが原因で争いが起きたとします。例えば、このガイドラインに照らして、どこかがちゃんとなされていなかったということだとすると、今も異議申し立ての制度をどうするかということを考えているのですが、JICA が協力したことによって、当然調べていなければいけないことが調べられていなかったとか、あまりそういうことは想定できないと私個人は思うのですが、当然やらなければいけないことがやられていなかったとか、ステークホルダーとして含められるかたが含められていなかったとかですね。

申し立てるかたがそう判断された場合は、JICA としてはまず異議申し立てをしていただければ、その申し立て自体は受け付けるということになります。そして、実際、異

議申し立てのほうで JICA は本当に遵守したのかという判断をすると思います。紛争が本当に起きた、それは JICA の協力事業が原因だと、申し立てるかたがそういう理由を言って異議申し立てだと言っていたいただければ、その異議申し立てを受け付けること自体は絶対にすると思います。

ただ、その異議申し立てを担当している者が判断して、もしかしたら却下することもあるかもしれません。却下したり、それを不遵守として受理して、JICA としてどうするかということは、理事長なりに提言するとか、そういうプロセスはあるとは思いますが、そこでいろいろな判断になると思いますが、現地の住民のかた等が、何か被害が生じたとか、JICA のガイドライン不遵守が原因だということであれば、それはそういう手続きをとっていただくということになると思います。

ただ、それ以前の段階で、JICA としては多分いろいろ話し合いをして、事務所を通じて、あるいは必要であれば JICA の本部の人間が直接会ったりして、事実の確認やそのかたとの話し合いということはあると思います。

- **大沼** 今文脈からすると、異議申し立ての窓口というのは第三者機関でなくて、JICA の担当者なのですか。
- **上條** 今はまだ紙にはしていませんが、JICA の中の、協力事業を行うと決めた部署ではなく、協力事業を行うことに関与していない部署、あとは理事長に近い部署で近い人間が担当するということは考えているところです。ですから、全く JICA の外に作るということは今のところ想定していません。
- **西井** 担当する職員が JICA の中からということですね。
- **上條** 実際の責任者が。給料は JICA からもらっていることになると思います。
- **西井** 例えばある一定の人間で、2 年なら 2 年、3 年なら 3 年という任期を決めて、外部から人をもってきて、その人が責任を持つてということは。
- **上條** 外部の人間にしてもらうのかどうなのかということは、まだ分からないのですが。ただ、私のほうとして今考えているのは、JICA の担当する分野は、先ほどスキームごとにいろいろ違うと説明しましたが、計画の作成をしているところが多いわけです。例えばカテゴリ A になるような事業だと、ここに書いてあります開発調査が多分いちばん多いと思います。開発調査というのは、A になるようなことを想定すると、例えば道路を造るための計画や橋を架けるとか、あとは、今はもうほとんどありませんが、ダムを造るとか、そういう計画づくりです。もちろんそういうものは A になる

と思います。

Aになったときには、先ほども言ったようなプロセスで情報公開しますし、ステークホルダーも「実行可能な範囲で」ということは一言入れてありますが、注意深くやらなければいけないとは思っています。もちろんホームページにアクセスできないかたもいるということは想定していますし、現地語、英語が分からないかたも当然たくさんいると思います。そういうかたがたになるべくアクセスして、広報して、ステークホルダーと協議して、大勢の場でなかなか発言できないようなかたがたも想定されるので、そういう場合は別の道を開くとか、そういう丁寧なやり方をしたいと思っています。

そういう努力はしたうえで、なおかつ代替案、複数案の検討をして、環境社会面のことも反映させて、どの計画がいちばんいいかという計画作成までは JICA がやるわけです。ですから、その計画作成の中で当然やるべきことをやっていなかったということであれば、僕は JICA の責任だと思います。

実際の紛争が起きるまで、争い事が起きるまでというのは、計画が済んだ後、また相手国政府のコミットとか、資金の融資期間のコミットとか、多分しばらく年限がたつと思うのです。そうしてしばらくたった後に、何かきつと紛争みたいなこと、実際の移転が生じる場面、例えば移住の計画づくりが始まる場面とか、だれそれさんが移住しなければいけなくなるとか、そういう場面があるでしょうが、そこまで JICA はカバーしていないわけです。ですから、JICA が関与できるところには、一定の限度があると思います。だからといって、JICA は責任を負わないというわけではありませんが、一定のレベルがあるということは理解していただきたいと思います。

JICA が一気通貫して、計画づくりから資金を貸すところまで全部担当しているのであれば、JICA の一元的な責任だということは僕も思いますが、JICA が担当するところは計画のところでは。計画がいけなかった、計画づくりが不適当だったということが明らかにになれば、それは JICA の責任です。

ただ、実際に紛争が起きたときには、JICA の担当する部分もあれば、そのあとの審査の段階以降の部分もあります。どの部分がいちばん原因だったのかということには、またそれなりの判断があるとは思いますが、ただ、その計画づくりのところで問題があったということであれば、それは JICA の責任です。

○ 西井 先ほどの話で、異議申し立て制度の責任者をどのような選任のしかたをするか

ということですが、何らかの格好、一つは JICA の内部から選ぶ場合もあるでしょうし、外部から選ぶ場合は基準を設けて公募する形になると思うのですが、その辺はどういうふうに考えられているのですか。

- **上條** ですから、今は外部に作るということは……。まだ全然ちゃんと決まっていなくて、うちの企画・情報部の中でちょっと話をしているぐらいです、どういうやり方が本当にいいのか。また、JICA 自身、独立行政法人になって制約される要因もあるわけです。あと、実際に実務的に対応できるレベルか、私どもとしては実務的にちゃんと動かないといけないので、そういうことなども考えています。

第3回のフォローアップ会合でどういう説明をするか、まだ決まっていないのですが、今のところは内部で対応したいということです。事業を担当するラインの別のラインです。異議申し立てを受けて、担当する者がそれを受理した場合は報告をすることになると思いますが、その報告の内容は公開しないといけないと思っています。

- **西井** 国際協力銀行では半年の間に 10 回ぐらい会議をされていますよね。ガイドラインを適用する際には、そのようにできるだけオープンな形でやってもらったほうが、意義申し立て制度に対する異議がより少なくなると思います。

- **上條** 先ほども言いましたように、JBIC と JICA というのはやっている事業が違います。JBIC はお金を貸した後の建設、建設が終わってサービスが供用された後もモニタリングをして、7 年とか 8 年とか担当しています。インフラの整備をするわけです。ですから、その中で実際に住民の移転も生じるでしょうし、そこで多分いろいろ争いが生じると想定されると思います。

何度も言うことですが、JICA が担当しているのは計画づくりの部分なのです。F/S 段階。その結果を踏まえて、相手国政府が事業をやるかやらないか決めるということです。ですから、事業のコミットの前の段階を担当しているわけです。事業をコミットするための材料作りをうちはしているわけです。

JBIC はコミットした後、JBIC としても資金を貸すことをコミットして事業を行う。だから、異議申し立てに対応するのは僕もよく分かります。ただ、JBIC の異議申し立てと JICA の異議申し立ては、やっている内容が全然違うわけです。JBIC と同じようなことをすることには多分ならないと思います。

ですから、何度も言うようですが、私どもは相手国側が意思決定するための材料作りをしているわけです。ですから、JICA が F/S 調査をやった結果、事業に結びつかない

ことがたくさんあると思います。JICA は F/S 調査をしていいと思ったけれども、相手側にもやはりいろいろなプライオリティがあるでしょうから、もし外から資金が借りられたら、その中から外れてしまうということもあると思います。ですから、JICA の作った F/S が事業に結びつくこともあると思いますが、そこには JICA の手を離れた後のいろいろ判断が入ってくるということです。

JICA が行う協力事業というのは、特に異議申し立ての起こるようなことは大きなインフラの調査などだと思いますが、そういうときに JICA がどう対応するかというのは、JBIC の対応とはちょっと違うと思います。JBIC は実際のコンストラクションのところを担当しますが、JICA はその上流段階の絵をかくところを担当しますので。絵をかくところは、この手続きに書いてあるプロセスを経てちゃんとやるということは言っています。そこで、絵をかくこと自体が間違っただということになれば、それは JICA の落ち度になると思います。ただ、JBIC とはちょっと性質が違うと思います。

- **西井** その場合、マスタープランなどを定めて、そのマスタープランに従ってあとは流れていくという、描いた大まかな設計の流れで走るということはあるわけです。その中でやはり何か欠けていたものが出てきて、現実には事業を起こしたときに問題点として出てくることがありえますよね。それをどういうふうに……。起こった問題なり紛争なりの因果関係の検証をする必要はあるけれども、マスタープランというのはそれでもやはり事業を決定する大きな情報を提供するスキームですから、JICA は責任という部分でも異議申し立ての場合も、因果関係の中で見ていく必要があるのではないかと思います。
- **大沼** 異議申し立ての窓口は分かりましたが、審査というか、見直しが場合によっては必要であるというのは、どこでやるのですか。
- **上條** 見直しというのは何の見直しですか。
- **大沼** 例えば、フィードバックして計画を変えないといけないみたいな話ですが、異議申し立てに端を発したようなことになるケースを想定すると、どこでそれを？
- **上條** JICA が何らかの調査をして何らかの計画を作った後、きっとそういうことが起きるということですよね。JICA が F/S 調査を行って、ある計画を作って、もちろんステークホルダーとの協議などを経てやった、その記録はレポートか何かに行っているということだと思いますが、それを出して、そのあと何かが起きた。もし JICA が異議申し立てを受理したとして、それを審査した結果、どう対応したらいいのかというこ

とで、再度、計画を作り直すことが適当だという判断をした場合ということですね。その場合はどうしたらいいかというのはまだ分かりませんが、異議申し立てを担当する部署の人間が判断して、それに至るまでにいろいろな人のインタビューをしたりしながらするのだと思います。そういうことがいちばん適切だと判断した場合は、JICAとしては、また相手国政府と計画を作り直すかどうか話をするのではないのでしょうか。でも、相手国政府がもうそういう必要はないという判断になってしまうと、なかなか前に進まなくなるとは思います。もし再度調査が必要だということになれば、それに向かって必要な人たちで議論していくと思います。

- **金本** 社会環境と人権への配慮のことについてですが、ガイドラインに「協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」とありますが、「国際規約をはじめとする国際的に確立した人権基準」というのは、国際法ないしは国際人権法を踏まえることだということがちょっと不明瞭だと感じました。

あと、もし発展途上国で何らかの協力事業を行うことにした場合、その統治国での法律、民法であり刑法であり商法であり、その国の法律ないしはルールがあると思いますし、宗教の関係で女性が差別されることなどいろいろあると思います。そういった場合に、確かに国際人権規約や国際人権法を尊重するという考え方はいいのですが、必ず衝突すると思います。

- **上條** 衝突というのは、国際的な人権法では認められていることだけれども、その国では認められていないとかということですか。
- **金本** その国の人たちが受け入れられない、政府の立場で受け入れないところがあるだろう、そこにどう対処していったらいいのかを考えていかなければならないと思いました。
- **上條** 人権のことですが、私どもの考えでは、JICA が何か協力したことによってその国の地域のだれかの人権に非常に悪い影響を及ぼすということは、絶対に起こしてはいけないと思っています。ただ、国際的な人権の条約がいろいろあると思うのですが、そのどの条約を JICA は認めるのか認めないのか、どの部分を JICA としては前提とするのかということまでは実は想定していなくて、一言で言えば、人権に配慮したいということなのです。日本だって、人権の面ではいろいろ国際的に批判を浴びることもありますが、少なくともその国がいろいろな枠組みで、国によって入っている

条約もまちまちだと思うのですが、私どもとしては、どの条約に入っていてどの条約に入っていないということをチェックするというよりは、JICA が協力することによって、例えば強制労働に将来つながってしまうとか、児童の労働が引き起こされてしまうとか、そういうことは避けたいということをむしろ言いたいです。ですから、このガイドラインでどの条約を想定しているのかと言われてしまうと、なかなか答えられないのですが、人権侵害が起きないような配慮はしたいと。

具体的にはどうかというと、国別の報告書をチェックできるものはチェックして、ある国のある地域で人権に対して何か問題が起きたという報告がある場合は、注意をしながら、ステークホルダーとの協議、情報公開のプロセスを経ながら、慎重に進めたいということです。ですから、どの条例を JICA はこのガイドラインの対象とするのかと言われてしまうと、そこまでは考えていません。

○ **金本** ケース・バイ・ケースですか。ケース・バイ・ケースというのは、国によってどの条約を使うか使い分けるということで、状況に応じて考えるということによってよろしいですか。

○ **上條** ですから、ある条約ということまでは想定していません。私どもとしては、国際人権高等弁務官事務所などが出しているような報告書には目を通して、JICA が協力を行うような事業で、何か報告があるものに対しては、注意を払っていくということをお願いしたいのです。あとは、なるべく情報公開することによって、JICA のほうで気がつかないことがあれば指摘を受けたいと。

もちろん、先住民のかたがいるような地域であれば、そういうかたがたには必ず情報をちゃんと伝えるようにする。そして、ステークホルダーの協議に参加してもらう。そういうことをしていきたいということです。

○ **西井** 今の社会環境と人権の配慮ということと絡むのですが、1.8 で緊急時の措置というのがあります。緊急の場合は、環境社会配慮を例外的にやらないということですが、これはやらないということを書いてしまっているのかどうか。

○ **上條** やらないということではなくて、3 のほうでいろいろな手続きが書いてありますよね。これを上から下まで全部やるのではなくて、ある部分はちょっと飛ばしてやりたいということです。その理由はきちんと明確にするということです。

○ **西井** そうすると、ちゃんとカテゴリ分けなどをして。

○ **上條** カテゴリ A や B になれば、ここで手続きが書いてあります。本当はそれを全部

やらなければいけないでしょうけれども、ここに想定しているような自然災害の復旧とか、紛争後、急に復旧しなければいけないとか、水道を整備しなければいけないとか、道路を直さないといけないとか、病院を直さなければいけないとか、早くやらなければいけないことが生じたとします。それがカテゴリ Cであれば問題ないとは思いますが、ここではカテゴリ Aになるようなことは想定していないのですが、カテゴリ Bくらいのことであったとします。

そのときに、事前調査と S/W の段階を分けてやるように書いてありますが、それを例えば一緒にしてやってしまうとか、早くやらなければいけないから早くやってしまうとか、そのようなことを心配しているわけです。何もやらないということではないです。

ですから、カテゴリ分類はすると思います。そのあと、3に書いた手続きを全部経るということは、ちょっとできないだろうと。急がなければいけないですから。例えば情報公開をするとは思いますが、事後的なものになってしまうとか。

- **西井** 自然災害などで緊急ということはあると思いますが、紛争後の復旧とか、例えばイラクの復興支援のことを考えると、今、自衛隊が行っているサマワの状況などを考えた場合に、シーア派が多いということ、宗教的なこと、あるいは部族社会だということもありますし、それからイスラム教国は女性の地位が非常に低いですね。そういった点から、JICA が何かやろうと思って、そこで無用な混乱を引き起こしてしまう可能性があるかもしれない。この緊急の措置のところの書き方を読んでみると、どうもその辺のところが大ざっぱになってしまうような危惧を感じるのです。確かに急がなければいけない場合はあるかもしれませんが、戦争の復旧の過程をそんなに急がなければいけないのかという問題もありますので。
- **上條** 急がなくていいものは、きちんと手続きが要ると思います。幾らそのときにイラクだったりアフガニスタンだったりしたとしても、別に急がなくて、きちんとやればいいものもあると思います。それは手続きを経てやればいいと思います。しかし、そうではなくて、調査を本当に早くやらなければいけないものもあると思います。ただ、JICA だけで決めてしまうつもりはないので、審査諮問機関に、緊急にしなければいけない理由や具体的にどういう手続きでやるかなど、そのあたりを諮ったうえで決めたいということです。
- **西井** その手続きが情報公開されるということですか。こういうふうにやりますよと

いう手続きは。

- **上條** 手続きを公開するかどうかは分かりませんが・・・。
- **西井** それをしないと分かりませんよ。
- **上條** だから、審査諮問機関にかけたことは公開されます。審査諮問機関に JICA がこういう内容で、これは緊急時の措置をしたいと説明します。その議事録は公開されます。それを見ていただければ、JICA がなぜ緊急時の措置でやるのか、具体的にはどういう手続きでやるのかというのは分かると思います。
- **西井** それに対しておかしいということであれば、異議申し立てをするわけですか。
- **上條** ただ、私どもの異議申し立てというのはガイドラインに沿っていないということです。JICA のやることがおかしいという意見は、異議申し立てではないと思います。この手続きを経ないで。私どもが異議申し立てをやる理由というのは、このガイドラインの遵守ということです。JICA としてはこれに従ってやると思います。緊急時だと思ったら、理由と、どのようにしてやるのかということを諮問機関に諮って、その結果は諮問機関の議事録として出るということでやると思います。それに対して異議申し立てと言われると・・・。
- **西井** 市民社会、我々のほうから、それはちょっとおかしいのではないかと、ちょっと待った、違ったやり方がある、もっとちゃんと責任を持ってやりなさいというような意見は、一定程度の範囲で言えるのでしょうか。
- **上條** それは多分異議申し立てとは違うことだと思います。異議申し立てと違うことでおかしいと言われたときには、ちょっとこのガイドラインとは外れてしまうかもしれませんが、そういうご意見を頂ければ、JICA はやはり考えなくてはいけないのではないのでしょうか。
- **西井** では、とりあえず考えるということですね。
- **上條** それはこのガイドラインの担当者が考えるのではなくて、事業を進めるかたが考えるのだと思いますが、そういうコメントが出れば、そのコメントに対する取り扱いを考えなければいけないと思います。
- **大沼** カテゴリ分類で、AにするかBにするかCにするかというのももうひとつ具体性がないですね。ニュアンスは分からないではないですが、「影響範囲が大きかったり」と書いてありますよね。日本の国内法だと、「1000 平米以上の開発は」というふうに具体的にうたってあります。この後ろの文章がさらに引っ掛かるのですが、「相手国

政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクト」と言っています。では、相手国のアセス法がない、ないしは非常に不備である国というケースでは、どのようなことを想定してこういう文言になったのでしょうか。

- **上條** この言い回しは、世界銀行やアジア開発銀行、JBIC などと同じような考え方で、日本のアセス法だと、第1種事業とか第2種事業とか書いてあって、地方自治体のレベルになると条例でまたいろいろな事業が想定されていて、地域の事情に合わせています。

ただ、JICA の場合は世界中だということもありまして、基本的には一つ一つ、ケース・バイ・ケースで考えていかなければいけないと思っています。ただ、途上国でも今大体アセスメントの法律は持っています。ただ、その実効力がどこまであるかということとはありますが、大体あるのです。アジアでも、僕はない国を知らないくらいです。まずは、それを見ます。

そして、相手国の法律に従って EIA をやらなければいけないというものであれば、それはやはりやらなければいけないと思います。そうすると多分、Aになると思います。JICA の協力事業が相手国の法律に違反するわけにはいかないと思うので、そうなります。

もし、相手国の法律で IEE だというものであれば、それが本当に IEE でいいのかという判断もあると思いますが、Bになる可能性が高いです。もし、相手国の法律ではやらなくていいというものがあつたとします。その場合はさらに、本当にやらなくていいのかという判断を JICA のほうでします。そのときには、一つの材料としては多分日本のアセス法などのことも考えると思います。日本でいう第1種事業や第2種事業と比べてみてどうか。

あと、今考えているのは、例えば世銀などが協力している場合に、カテゴリの何でやっているのか。カテゴリAでやっているのか、Bでやっているのか、そういうものを参考にします。

あとは、その場所です。例えば生態系の重要な場所か、そこがどういう立地かというあたりを考えて、JICA のほうで、相手国の法律にもし引っ掛からなかったとしても、Aが適当なのではないかということになればAにするとしますし、AほどではないのではないかということであればBにする。AでもBでもないだろう、特にあまり影

響が想定できなくて、住民の移転も生じないし、環境面で悪い影響も生じないという
ような事業であればCになる。

そういう二つのステップといいましょうか、一つめは相手国の法律で見ますし、相手
国の法律で引っ掛からなかったものは、日本の法律やほかのドナーの基準などを見て
判断するという考え方です。

- **大沼** そのときに JICA の善意を信じるとそれでOKですが、過去の失敗事例みたいな
ものが我々は気になるわけです。そういうことを考えたときに、もう少し具体的にガ
イドラインの中に入れ込んでしまうようなことがあったほうがいいのかと。

人権の話の中では、例えば世界人権規約みたいなものを挙げています。今お話しにな
った世銀の事例や日本のアセス法など、もう少し進化した、大体日本のアセス法とい
うのは非常に後れて、先進国の中では最後に決まったぐらいで、そんなにりっぱなも
のではないわけですから、もう少しましな、どこかで参照するのだという押さえみた
いなものを、文言の中にうたい込んだほうが客観的には安心できるかなと思います。

- **上條** そうですね。そこは 2.6 の参照する法令というところに書いてあるという解釈
です。カテゴリ分類の書き方は JBIC の書き方と横並びにしていまして、参照とする法
令の基準、この書き方も JBIC と大体横並びなのですが、どういうものを基準としてや
るかということを 2.6 で言わんとしているということです。

もちろんカテゴリ分類は見直しますので、最初に決めたものが最後までずっとそのま
まということではありません。情報が集まってくるにしたがって新たな影響が分かっ
たという段階では、カテゴリを見直します。カテゴリ A や B になったものであれば、
何らかの情報はある段階、段階で公開していきますので、この案件はカテゴリ B です
とか A ですか、JICA のホームページを見ていただくと分かるようにします。

市民社会のかたが持っている情報で、この案件は JICA は B にしているけれども、こ
ういう理由があるので A が適当なのではないかというコメントを頂ければ、事業部のほ
うでもう一回内容を確認するなどして、必要だと判断すればまた見直しすると思いま
す。

- **西井** それに関連して、3.1 の要請確認段階のところ、カテゴリ A はホームページ上
で一定期間、情報公開して、情報や意見を収集して提言に反映させるとあります。B
の場合は、どのように扱うのですか。

- **上條** B の場合は、要請段階では出す予定はありません。

- **西井** そうすると、次の事前調査の段階でBの情報が出てきて、そこでカテゴリ分類がAだということになる可能性もあるわけですか。
 - **上條** そうですね。ですから、3.1の4に「外務省が国際条約を締結した段階で」というところがありますが、そのところではBも出てくると思います。国際約束を締結したところでBのものがあると思いますが、そのBのものは、3.1の4のところで出てくる。ですから、Aはやはり非常に大きい影響があるということで、Bは影響があるけれども非常に限定的だろうという解釈なのです。
 - **西井** Cについては全く情報がなくて、Cが逆にBになるということもありえませんか。
 - **上條** ありえますね。Bになった段階では、それは情報公開します。
 - **西井** Cが公開されていないと、意見は言えないでしょう。
 - **上條** Cの場合は3.1の4のところで、外務省が国際条約を締結した段階でJICAはここに書いてある情報を公開すると書いてありますが、ここでCもやります。ただ、Cの場合はカテゴリ分類をした段階で手続きが終わってしまいます。そのあと特に何も判明しなければ、3.1の4のところで、ある国のある事業のある計画はカテゴリCです、その理由はこうですというものを出して、そのあと特に新たな影響が判明しない限り、それはそこで終わってしまうということです。
 - **西井** 3.1の4の「外務省が国際約束を締結した段階で」というのは、全部の案件をということなのですか。
 - **上條** そうです。ですから、JICAにこういう指示が来たものです。開発調査と無償資金協力の事前調査と、技術協力プロジェクトはJICAのほうに指示が来と思うのですが、その段階で、こういう案件を今年はやります、カテゴリ分類はこうです、その理由はこうですというものを出します。そこで、Cでもしお気づきの点があれば、Cになっているけれども、こういう理由でもしかしたらBなのではないかというコメントを頂ければ、事業部の者がコメントを出してくださったかたにコンタクトするなりして、事実を確認するとか情報を確認するということになると思います。
- あと、皆さんご承知かもしれませんが、今環境の報告書というのですか、このガイドラインとはちょっと別ですが、国会でも環境省が法案を出しているということです。独立行政法人では、環境報告書の提出が多分近い将来求められると思うので、そうなれば、JICAのほうで環境社会配慮した結果の公開を、ガイドラインの情報公開とは別

に、JICA 全体の情報公開の中でやることになると思います。

- **大沼** 審査諮問機関についてももう少し具体的にご説明いただけますか。例えばどうやって外部の専門家が選ばれるのか。これまで、ほかの行政部門での審議会は、役人が恣意的に選んだ御用学者がほとんど審議をしないで、いわば通過させるためにあるような諮問委員会が圧倒的に多いではないですか。そういう事例を知っていると、これをどうやって決めるのかなと非常に心配です。

今はだいぶ開かれてきて、住民側推薦の専門委員みたいな人が入った審議会が、少ない事例ですが、始まりつつあります。そういうのも考え合わせて、何か考えていらっしゃいますか。

- **上條** 人選をどう進めるかというのを考えているところで、JICA だけで一本釣りで何々先生と何々先生やってくれませんかというやり方はとれないとは思っています。JICA は JICA として、こういうかたがなってくれたらいいということは多分表明すると思いますが、ただこれは人選というデリケートな問題がかかってくることなので、人に迷惑をかけてしまうのはよくないという配慮はあります。

人選委員会みたいなものを作るのか、そこまではしなくても、複数のかたに推薦していただいて、何かリストを作ってから選ぶとか。JICA だけでだれかを決めてしまうということはしないと思いますが、推薦を得るやり方をどこまで広げるか。

今回の改定委員会の作業も、環境省のかたにかなりイニシアチブをとっていただきました。環境省であれば、ある程度中立的な立場だろうということでやっていただいたのですが、環境省に相談して推薦していただくこともあるかもしれません。今回のフォローアップ委員会の中のどなたかに推薦していただくということもあるかもしれません。

人選ということで、デリケートな問題なので、方法はなかなか決めかねているのですが、JICA だけで決めてしまうということはないです。

- **大沼** まだ何も決まっていないということですね。
- **上條** 人はまだだれも決まっていません。
- **大沼** NGO 推薦とか市民推薦というようなことを想定しているのでしょうか。
- **上條** うちのほうは、バックグラウンド、だれが推薦したのかということよりは、私どもにいろいろなことをアドバイスしてくださるかたが大事なのです。ですから、途上国の実情をご存じで、私どもとしてもいろいろアドバイスを求めたい項目について

アドバイスしていただけるかた。ですから、例えばアセスメントの考え方に基づいて仕事を進めていくわけですが、途上国の環境面のアセスメントに詳しいかた、途上国の社会環境に詳しいかた、そういう委員になっていただくかたの要件に合致するかたであれば、広く推薦を求めるという考え方です。

私どもとしては、理念だけ言われてしまうと非常に困るので、途上国の実情を理解していただいて、なおかつ各専門の経験があるかた、途上国の経験があるかたがいいと思います。JICA としての資格の要件といいたいでしょうか、こういうかたが望ましいという要件づけは JICA がやると思いますが、そういう要件に沿って推薦していただき、そのかたがたをベースにどうやって選んでいくかということだと思います。ただ、あまり広く推薦を求めてしまっても、なかなか収拾がつかなくなってしまうと思うので、それを実務的なやり方でどうやるかということだと思います。

○ **大沼** ガイドラインの細則みたいなものは出るのですか。法律があったら、それに施行例だとか・・・。

○ **上條** これは法律ではないので、あまり難しくしてしまって読んでもよく分からないというものは作りたくないのですが、審査諮問機関の要領は作ると思います。

○ **大沼** そのレベルで、要件の話や諮問委員会の専門家の選び方みたいなものは盛り込まれると考えていいですか。

○ **上條** 選定の方法という紙を作るかどうかというのは、ちょっと決めてはいないのですが、どういうプロセスでこの諮問機関を作りましたというような記録は残さなければいけないかもしれません。まだそれは分かりませんが。

ただ、この諮問機関はかなりの量の作業をやっていただくことになると思います。JICA はかなり案件の数が多いです。

○ **大沼** この諮問機関というのは、1 個ですべての案件をさばくのですか。常設で、任期は1年とか2年とか。

○ **上條** そうですね。ただ、常設といっても毎日やっているわけではなくて、月に1回くらい開くということです。

○ **大沼** あくまで兼業でしょう。これに専門の人はやはり使えませんね。

○ **上條** 専門性のあるかたというと、大学の研究者のかたとか、どこかの機関に属してそういう専門のあるかた、そういうかたに一月に1回ぐらい集まってもらって、JICA が進めたい案件について、JICA が意見をまず言って、それに対していろいろ意見を言

っていただくということだと思います。

- **大沼** ほかの省庁あるいは地方公共団体の審議会を見ていると、確かに大学の先生で、その専門家が選ばれてくるのだけれども、実際、彼らはまず事前に勉強してくることはないです。2時間なら2時間の会議のときしかコミットしない。だから、実際は事務局原案ということで、官僚が出したものに若干のコメントをつける程度ですぐおしまいということになりますよね。資格要件からすれば確かに専門家なのだけれども、ちょっとコミットしていないというのが、ほとんどの審議会の実情です。このような格好のものを構成しないと、やはり同じになるのではないかな。

悪く言えば、非常に恣意的に官僚が選んだ審議会。善意であっても、それを超えられないのか、つまり副業というかボランティアみたいなものですからね、ギャラが出たにしても。実情を見ていると、月に2時間だけ、事前に勉強してくる委員なんてほとんどいないです。そういうことを考えると、何かもう少し工夫が要るかなと思います。

大体、役人が書いたシナリオを読むだけの人もいますから。シナリオを書いてあるものもありますよね。

- **上條** シナリオは JICA は作らないと思いますが。資料は作りますけれども。
- **大沼** 委員長に推される人なんて、皆さんの何とかで至らぬ何とか全部書いてある。それをそのまま丸々読んでしまおうとか、そういう人が委員長をやるというものが圧倒的に多いのです。そういう苦い実例を山ほど見ているものですから、ちょっとつらいかなと。このままずるずると行って、建前だけ第三者で、専門家でというふうなことをうたっただけでは、多分、突破できないものがあるのかなと思います。
- **佐藤** 基本的な質問ですが、カテゴリ A B C というのは大体どれくらいの割合で起きてくと想定されていますか。
- **上條** 数ですか。
- **佐藤** 割合でもけっこうなのですが、すべての JICA の最終的な案件というか、締結されるものを全部数えると、そのうちどれくらいの裁量として A とか B とか C とかが起きるのか。
- **上條** 今現在は、JICA は協力事業をやっているわけですが、すごく大ざっぱに、今動いている案件とすると、A は多分 10~15 件だと思います。B は 80 件ぐらいだと思います。C は本当にたくさんあります。
- **佐藤** 残り全部。

- **上條** そうなのですが、Cの数え方も、技術協力プロジェクトという小さいものがあったりいろいろあって、全部数え出すと大変なことになってしまうので、どこまで数えるかということがあるのですが、どれぐらいでしょうか。Cの数をちゃんと数えたことはないのですが、150とか200ぐらいになるのではないのでしょうか。
 - **佐藤** それら全部の案件にそれぞれA B Cをつける。
 - **上條** そうですね。環境社会配慮が必要ということになるとAとBということになりますが、常時100とか150ぐらいは対応しなければいけない。ですから、けっこう大変なのです。
 - **宇井** プロジェクトサイクルとJICA協力事業の関係で、三つのうち開発調査と無償資金協力のところの上の二つはJICAが担当となっていますが、下の資金協力機関等が担当というのは、どういう意味ですか。
 - **上條** 例えば円借款のことを想定していただくと分かるのですが、事業の発掘というのは、例えばある国のある地域で相手国の政府の要請で道路を造るというようなことです。準備というのはその計画づくりなので、JICAが例えば道路を造るF/S調査を作ります。F/S調査とは、事業化のための調査、事業化したほうがいいのか悪いのかを判断するための調査といいたいでしょうか。私どもはフィジビリティ・スタディという言い方をしますが、そういうF/Sの調査をやって、レポートを作ります。それを相手国政府に提出するわけです。
- そうすると、相手国政府は、例えば道路を造る事業を実行しようと思ったときに、円借款のことであれば、JBIC（国際協力銀行）に要請してくるわけです。JBICのほうは、その事業が円借款の事業として適切かどうかということを審査します。もちろん、その審査の中でJBICはJBICのガイドランを使って、環境社会面の確認行為をするわけです。そして、JBICが審査してOKということになれば、交渉というステージがあって、相手国側といろいろな条件面のことがあって、承認となれば、円借款でいえばローン・アグリーメントというものが結ばれることになります。
- **宇井** では、主にJBICのことですね、その資金協力機関などというのは。
 - **上條** 円借款であればJBICです。ほかの機関であれば、例えば世銀がやったりアジア開発銀行がやったり、あとその国の政府が自ら自分の銀行を使ってやるということもあると思いますが、円借款であれば国際協力銀行です。ですから、円借款であればJICAが調査のところをやって、そのあとはJBICに引き継ぐという形になります。

- 宇井 世銀とか ADB のほうも、調査の発掘・準備段階では JICA がやるということですか。
- 上條 いや、違います。世銀や ADB だとこのプロセスを一気に通貫して自分たちでやります。日本の場合は、このように役割がステージで分かれてしまっているのです。これはちょっと特異なのです。
- 宇井 どの段階でも環境社会面の情報公開に関しては、それぞれの段階でかかわっているところが行うわけですか。
- 上條 ここの段階であれば、今皆さんのお手元にある JICA のガイドライン案に従って情報公開していくということを言っています。こちらのほうは、JBIC のガイドラインがあり、それは平成 14 年 4 月にもう適用されています。JBIC はここからのことはその判断に従って、まず要請を受けたら、例えば EIA のレポートを公開するとガイドラインを見ると書いてあります。今、JBIC のホームページを見ると、どういう要請を受けたということが書いてあります。

JBIC はここの部分を担当するわけですが、ここの部分をモニタリングすると言っています。それは相手国政府にまずやってもらって、その結果を JBIC が把握するとしています。ですから、ここからここのところは、JBIC はモニタリングすると言っているのです。ただし、ここの部分は、JBIC のガイドラインを見ると、相手国政府を通じて情報公開すると書いてあります。

モニタリングをする中でもし何か不都合なことが判明したときには、JBIC の意思決定に反映させると書いてあります。それは、もしかしたら融資を一時的に止めるということもあるのかもしれませんが、何らかの JBIC のアクションにつなげるということになるかと思います。

ですから、開発調査のことを言えば、JICA のガイドラインはここのところを担当しています。JBIC のガイドラインは、ここからここまでをカバーしているということだと思います。

あと、何かありますかでしょうか。

- 杉本 ここに書いてないことで知りたいことがあるのですが、先ほど人権の、国際人権規約とかそういうところは尊重されるようにしてあるとのことでしたが、例えばミャンマーなどに対しても日本は ODA をしていますが、そのような国に逆にそのまま開発を行うこと自体がおかしいのではないかという考え方もあると思います。それ

については、わたしたちと外務省自体が一緒ではないけれども、現状であまり守れないような国については*工事指定*を行わないというようなことも考えられるのですか。

- **上條** それを決めるのは外務省だと思います。JICA としては、例えばミャンマーで強制労働の事実がレポートされているとか、そういうことは当然知っていて、ある地域で強制労働が判明したとか、ある地域で少数民族の人たちが迫害を受けているとか、そういうことはレポートなどにも書いてあるわけですが、そういうものを読んでいて、ミャンマーから要請書が来たとします。それが JICA に回ってきたと。

JICA はそれを見て、ミャンマーの人権でいろいろな問題が起きているというレポートを読んだうえで、もしそれがカテゴリ Aであれば、要請段階で、こういう要請が来ましたということをホームページに上げて、そこで市民団体のかたから、ミャンマーではこういう事例もあるということで、非常に慎重な対応が必要だというコメントをもらったとします。

そうしましたら、そういうコメントを踏まえて、JICA は外務省に出すコメントを作ります。もしかしたら、この案件はやらないほうがいいというコメントを書くかもかもしれませんし、この案件はカテゴリ Aにして慎重にやったほうがいいというコメントを書くかもしれません。そういうコメントを外務省に出して、それを見て、やると決めるかやらないと決めるか、それは外務省が決めることだと思います。

- **杉本** 最初の開発調査のときには一応そういう形にして・・・。
- **上條** そのあと、もしやれという指示が来たとしますね。JICA としては非常に心配だとコメントしたとしても、外務省から政策的な判断でやれという指示が来たときには、JICA は本当に慎重にやと思います。情報公開とか、ステークホルダーとの協議だとか、また匿名性を確保するとか、そのあたりは非常に慎重に調査をやります。もしかしたら、調査をしたけれども、やらないほうがいいという結論になるかもしれません。そうすると、無駄といえは無駄になるかもしれませんが、そういう状況であるとすれば JICA は非常に慎重にやって、諮問機関にかけながらやるとか、そういう判断をしながらやるということになると思います。ただ、そういうものをやるかやらないかを決めるのは外務省です。外務省だけでなく、政府全体です。

ですから、ミャンマーみたいな心配される国でやれという指示があった場合は、JICA は JICA のできる範囲で、慎重に情報公開とステークホルダーとの協議を経ながらやる、

それしかやりようがないと思います。諮問機関にかけながら。もし途中で非常に悪いことが分かったとしたら、途中だけでも、やめたほうがいいのではないかということを外務省に言うこともあると思います。

- **金本** JICA の環境課に将来、就職を考えているのですが（笑）、勉強する分野として環境政策とか、環境経済とか、環境計画という勉強とかいろいろあるのですが、それぞれ専門分野に分かれているのですか。公的な分野だったり、環境経済の分野だったり。
- **上條** 職員の個人個人のバックグラウンドですか。
- **金本** そうです。
- **上條** それはさまざまだと思います。
- **金本** 何かをやったから特別というわけではなくて、専門性があると有利ですか。
- **上條** ないよりはあったほうがいいと思います。この場で話をするより、一回これを終わりにしてから話したほうがいいのかもしれませんが、それはさまざまだと思います。例えば僕はバックグラウンドは林業です。森林のことなので、JICA に入った当時はそういう仕事をやっていましたが、今は環境のこともアセスメントのこともやっています。人さまざまです。衛生工学を勉強した人で、下水処理のような案件を担当して環境をやっている人もいれば、植物を勉強した人で、今は環境をやっている人もいます。法律をやった人が環境をやっていることもあると思います。
- **金本** 分かりました。すみません。
- **佐藤** 先ほどのカテゴリ A の話で、JICA で判断されてカテゴリ A として公表されているということは、ある意味では、かなりやばいぞと。だから、市民社会の人がしっかり見ていろいろなことを言ってくださいという、ある種の、メッセージとは言いませんが、ある意味ではそれをしっかりしていくことを公表しながら一緒に考えようという。今後のガイドラインの基本からすると、そういう僕ら側としての一つの責任というところとあれですが、そこに対してちゃんとしていくことが、逆にいうと当然 JICA としても歓迎されるわけですね。
- **上條** もちろん、コメントを頂くことは本当に大歓迎です。JICA が知らなかったことを教えていただくということですから。JICA は JICA なりに調べるとは思いますが、どんなに調べてもやはり限界はどこかにあると思うので、そういうところは情報公開したりしながら担保していこうという考え方です。
ですから、どこかの国のどこかの事情に詳しい市民社会のかたから、こういうことも

あるのですよ、そこに注意してくださいという指摘を受ければ、JICA が調査するときにそのあたりは必ず確認するとか、そのかたと連絡を取って、ステークホルダーになっていただけるようなかたであれば、各段階でコメントを求めるということになると思います。

- 西井 現在でもそういうことをやっておられるのですか。
- 上條 今は、いろいろな種類の書類が出ているので、それを見たかたが言ってきて、コメントされることはあります。例えば、コンサルタントの募集をかけるような書類が出るので、コンサルタントの契約の対象案件などを見られたかたが、例えばこの国でこういう案件が出ているけれども注意したほうがいいと思いますと言ってくることはあります。

JICA のホームページにもいろいろな情報が出ていますので、そういうのを見て、心配するかたが質問してくるとか、ある案件について意見交換したいと言ってこられるかたもいます。

- 西井 環境ガイドラインを整備して、4月以降にホームページの中に何かそういう1ページが出て、そこで意見を募集しますよというような。今おっしゃったのは調達情報か何かの。
- 上條 そうですね、今のところは。
- 西井 なかなか普通の人は入っていかない。
- 上條 よほど興味のある人でないと見ないと思います。
- 西井 最初に1ページを見たときに、ぱっと入ってくるような形で情報公開がなされていて、意見が言いやすくなっているといいと思うのですが。
- 上條 今、そのホームページをどうしようかと考えています。JICA のホームページのトップページがありますが、そこでまた環境社会配慮という言葉があって、クリックしていただくと環境社会配慮のトップページが出てくるようにして、例えば今コメントを求めているのはこういう案件ですとか、今この中で説明したような、要請の段階でコメントを求めるのはこういうものですとか、そういうものにアクセスしていただけるようなことは考えています。
- 西井 よりアクセスしやすい、意見が言いやすいものに。
- 上條 そうですね、環境社会配慮ということでアクセスしてもらえるようにしたいと思います。というか、コメントしてもらわないと、あまり公開している意味もないで

すからね。

- **西井** 我々のほうでそれを活用してどんどん意見を言って、それを具体的に現実に生かしていくということが大事だと思います。
- **上條** そうですね。ですから、例えばフィリピンか何かについて持っていらっしゃる情報で、JICA にフィードバックしたほうがいいということがあれば、フィードバックしていただくとありがたいと思います。

すみません、予定を 15 分過ぎたので、一回ここで終わりにさせていただきます。もし、まだお話ししたいかたがあれば、この部屋は 9 時ごろまでなら使えますので。では、一回ここで終わりにさせていただきます。今日はいろいろありがとうございました。今日の議事録を作りますので、ご発言いただいたかたには後でメールで送らせていただきます。ご自身の発言部分がもし間違っていたら、直して、私どもに返していただきたいと思います。そうしたら、また JICA のホームページに載せますので。